

見える化改革報告書 「監査」

抜粋版

平成30年10月17日
監査事務局

「監査」報告書要旨

1 「見える化」分析の要旨

◆監査の役割・効果

- ・ 監査委員は、公正で効率的な行政を確保するため、合規性・経済性・効率性・有効性の4つの観点から、都の事務・事業を検証している。
- ・ 監査の効果として、問題点の改善、再発防止、他部所等への啓発、予算編成への活用等が挙げられる。

◆分析の視点

- ・ 監査の最終目標は、監査品質を向上させ、監査を契機とした各局の自主的な業務改善を促し、都政に対する都民の信頼確保に貢献することにある。
- ・ そのため、都民意見などを基に現状を分析し、監査品質の向上に向けた今後の方向性を検討する。

◆課題の抽出

監査指摘の傾向、都民からの意見、庁内各局職員の声、ＩＣＴ監査の動向などを分析した結果、3つの観点から課題を抽出した。

【監査内容】

- ・ 事業の趣旨を踏まえた根本的な改善を促す監査が必要
- ・ 全庁統一的な制度や業務プロセスの効率化につがなる局横断的な監査が不十分
- ・ 個々の監査で得た情報や結果の相互活用が不十分

【組織体制】

- ・ 都政の動向等を踏まえた、新たな課題に積極果敢に取り組める事務局内の連携強化が必要
- ・ 事務局職員の専門性を向上させることが必要

【広報・庁内フィードバック】

- ・ 社会経済情勢や都民ニーズの把握が不十分
- ・ 都民及び庁内職員に対し、監査委員の考え方や結果、改善措置の内容を効果的に伝える取組が不十分

「監査」報告書要旨

2 今後の改革の進め方

分析により抽出した課題を踏まえ、今後は、「監査内容の深化」「組織力の強化」「情報発信の拡充」の3つの方向性に基づいた取組を着実に実施し、更なる「監査品質の向上」に努めていく。

【監査内容の深化】

○ リスクの重要度を踏まえた、より質の高い監査の実施

- ・リスクの捉え方、抽出の考え方をより精緻化し、重点的・局横断的な監査の実施
- ・経済性・効率性・有効性の観点に基づく監査の強化
- ・各種監査の有機的連携を促進し、相乗効果の高い監査の実施

【組織力の強化】

○ 事務局が組織をあげて、計画的・一体的に監査を実施できる体制の確立

- ・局内の総合調整機能の強化
- ・ＩＣＴの活用等により、局内の情報共有・業務連携の強化
- ・職員研修の拡充等により高度専門人材の育成

【情報発信の拡充】

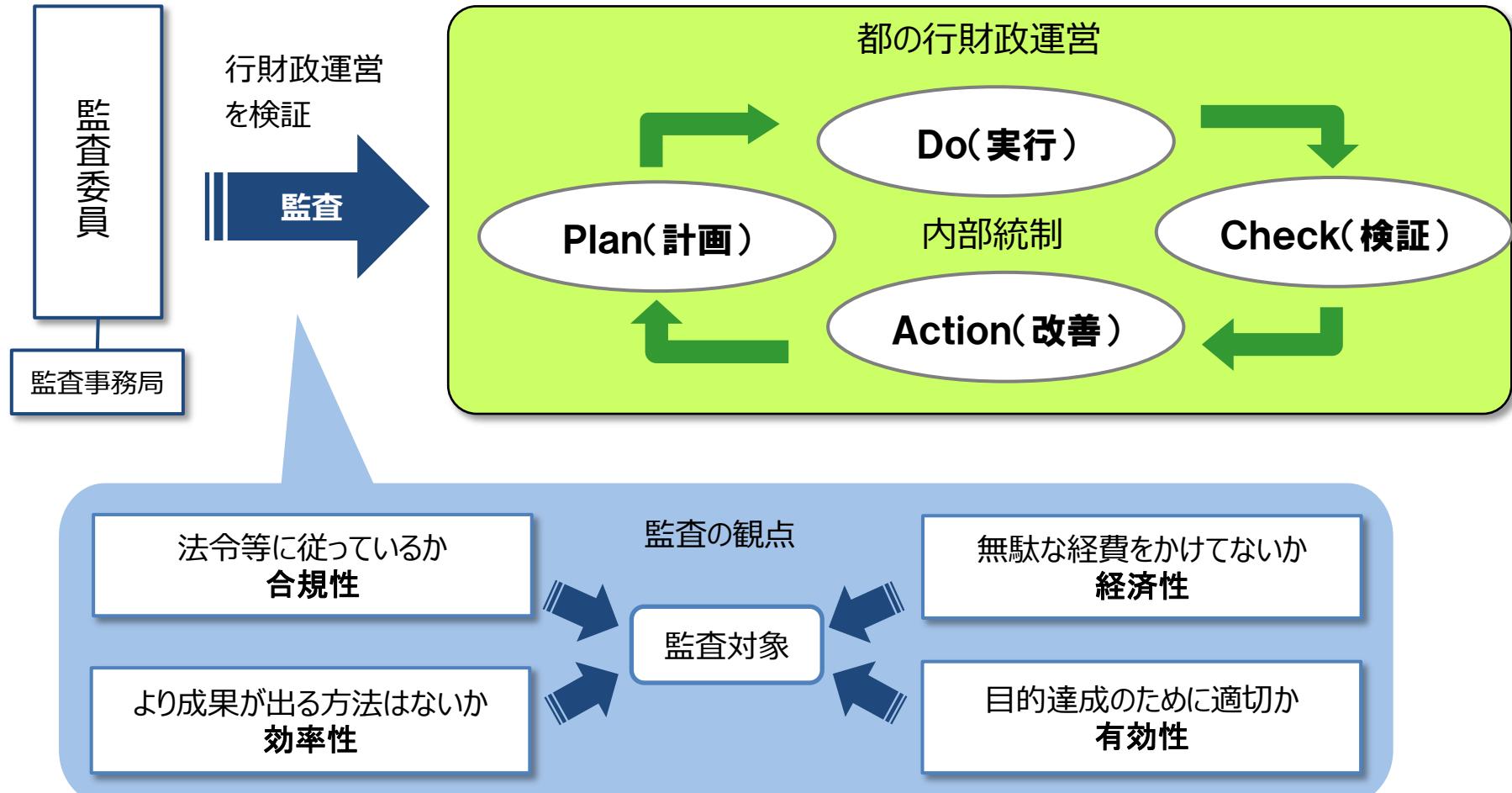
○ 社会動向や都民・職員ニーズを踏まえた情報発信

- ・多様な広報媒体を活用し、監査委員の考え方や監査計画・結果・改善状況などをわかりやすく発信
- ・過去の監査事例やポイントを庁内へフィードバックし、各局の自主的な業務改善を促進

第1章 監査制度と都の現状

1 監査の役割・観点

- 監査委員は、公正で効率的な行政を確保するため、地方自治法の規定により設置される独任制の執行機関である。
- 監査では、合規性・経済性・効率性・有効性の4つの観点から、都の事務・事業を検証している。



5 監査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令や東京都監査委員監査基準により、さまざまな種類の監査を行っている。

主な監査	概要
定例監査	都における事務・事業の全般を対象とする監査
工事監査	都が行う工事等を対象として、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等の交付を行っている団体を対象とする監査
行政監査	都の特定の事務・事業をテーマに選定して行う監査
決算審査	会計管理者等が調製した決算について行う審査
基金運用状況審査	定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
健全化判断比率・ 資金不足比率審査	健全化判断比率及び資金不足比率について行う審査
例月出納検査	各会計の現金出納や保管現金を対象とする検査
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等がある場合に、都民から監査請求がされたものについて行う監査

(1) 定例監査

○ 重点監査事項（平成29年）

都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項やリスクの高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的・効果的な監査に努めている。

No.	局	重点監査事項Ⅰ（行政テーマ）	重点監査事項Ⅱ（事務）
1	政策企画局	-	契約の履行確認
2	青少年・治安対策本部	自転車安全対策に係る普及啓発	契約の履行確認
3	総務局	帰宅困難者対策	契約の履行確認
4	財務局	都立施設のユニバーサルデザイン整備状況	特命随意契約
5	主税局	納税に係る普及啓発	固定資産税の課税（土地・家屋）
6	生活文化局	ボランティアの育成支援等	特命随意契約の特命理由
7	オリンピック・パラリンピック準備局	パラリンピック競技を中心とした障害者スポーツの推進に係る普及啓発	契約の履行確認
8	都市整備局	鉄道駅総合バリアフリー推進事業	調査委託契約
9	環境局	水素社会の実現に向けた取組	環境局独自の事業に係る契約及び費用助成
10	福祉保健局	待機児童対策（人材確保事業）	歳入事務
11	病院経営本部	都立病院の警備体制	医業未収金（個人分）に係る債権管理
12	産業労働局	外国人旅行者の受入環境の整備事業	債権管理
13	中央卸売市場	市場における安全・品質管理者の取組	保証金の算定及び管理
14	建設局	道路の維持管理	河川事業に係る単価契約工事等
15	港湾局	「東京港海岸保全施設整備計画」に基づく施設の整備状況	委託契約の契約手続及び履行確認
16	会計管理局	-	用品制度に係る事務
17	東京消防庁	救急車の適正利用の促進に係る普及啓発	特命随意契約の特命理由
18	交通局	地下構造物の安全管理	事業所における契約事務
19	水道局	地下構造物の安全管理	単価契約工事
20	下水道局	下水道管路施設の維持管理	下水道事務所出張所の業務委託
21	教育庁	都立学校の警備体制	学校窓口等における歳入管理
22	警視庁	高齢ドライバーの交通安全対策への取組	履行期限の延長による契約変更手続
23	選挙管理委員会事務局	「18歳選挙権」導入に伴う普及啓発	東京都知事選挙執行に係る契約
24	人事委員会事務局	職員の採用に係る普及啓発	特命随意契約の特命理由
25	監査事務局	-	契約の仕様内容
26	労働委員会事務局	-	審査事務及び調整事務に係る文書管理
27	収用委員会事務局	-	鑑定人鑑定及び起業者負担金に係る事務
28	議会局	-	特命随意契約の特命理由

(2) 工事監査

○ 重点監査事項（平成29年）

都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項やリスクの高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的・効果的な監査に努めている。

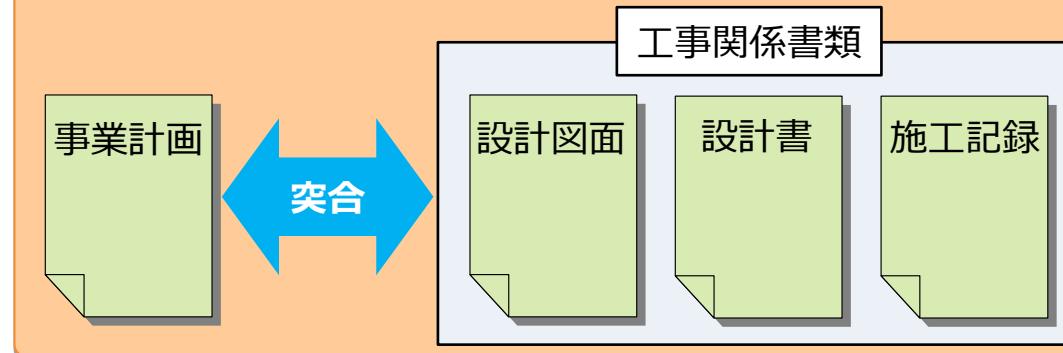
平成29年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた施設やインフラの整備など規模が大きな工事が増え、投入される公金に都民の関心が高まっている状況を踏まえ、工事費の決定に直結する重要な要素である「単価設定」を重点監査事項に設定した。

○ 大規模工事

長期間にわたる大規模工事については、計画決定を踏まえて、事業計画どおりに適正に行われているかの確認を強化している。

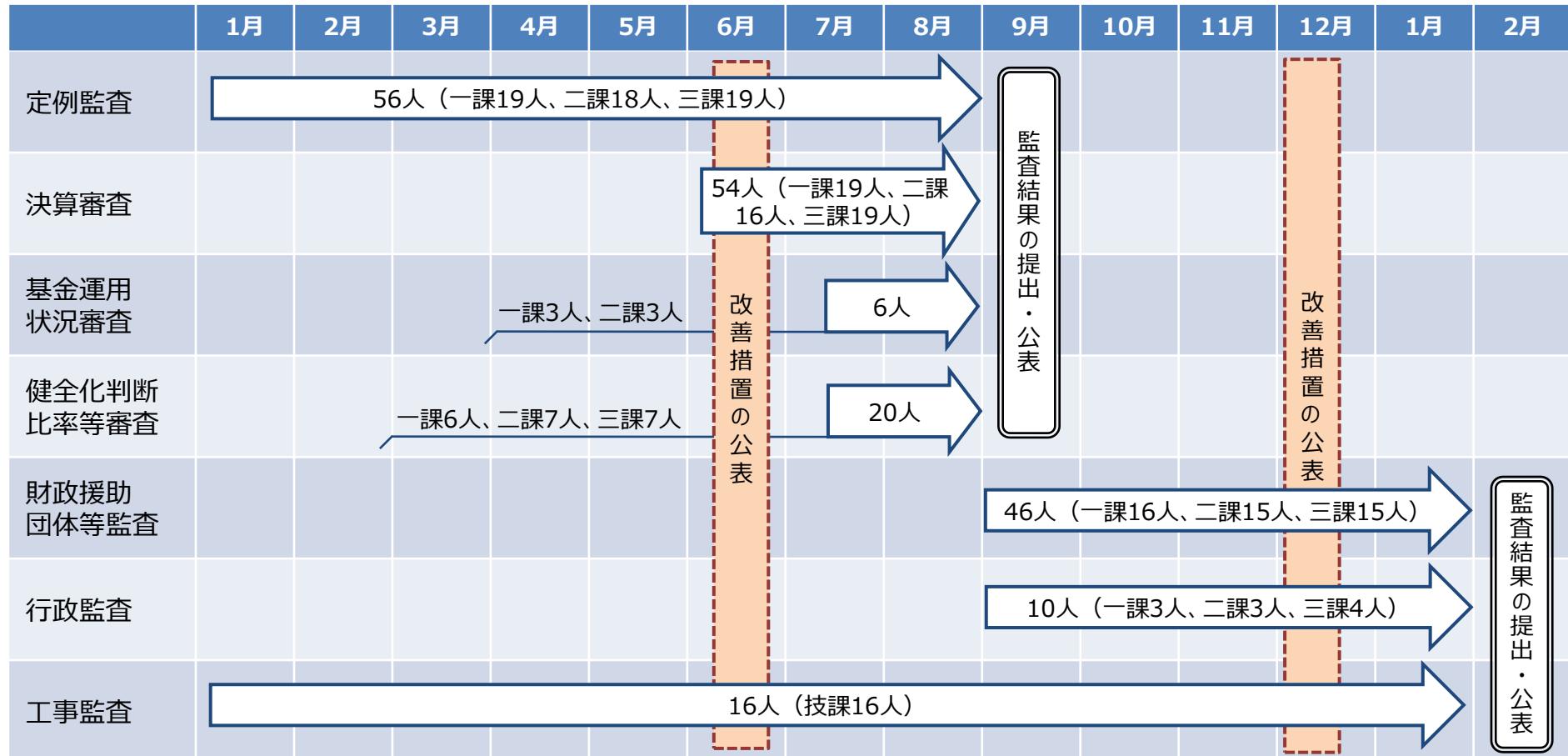
＜監査のイメージ＞

事業計画等に定められている整備方針と工事関係書類を突合させ、設計・施工が適正に行われているかを確認



7 実施体制

監査は、1月～12月の暦年単位で実施している。



※例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表

※住民監査請求に基づく監査は、都民からの請求により、随時実施し公表

※人員数は平成29年監査の実績値

6 監査の種類の多様化

(1) 監査制度の変遷

- 昭和21年の監査委員制度発足当初は、その職務は財務監査や決算審査、住民監査請求に基づく監査や例月出納検査にとどまっていた。
- 地方自治制度の見直しなどを背景に、監査の種類が多様化してきた。

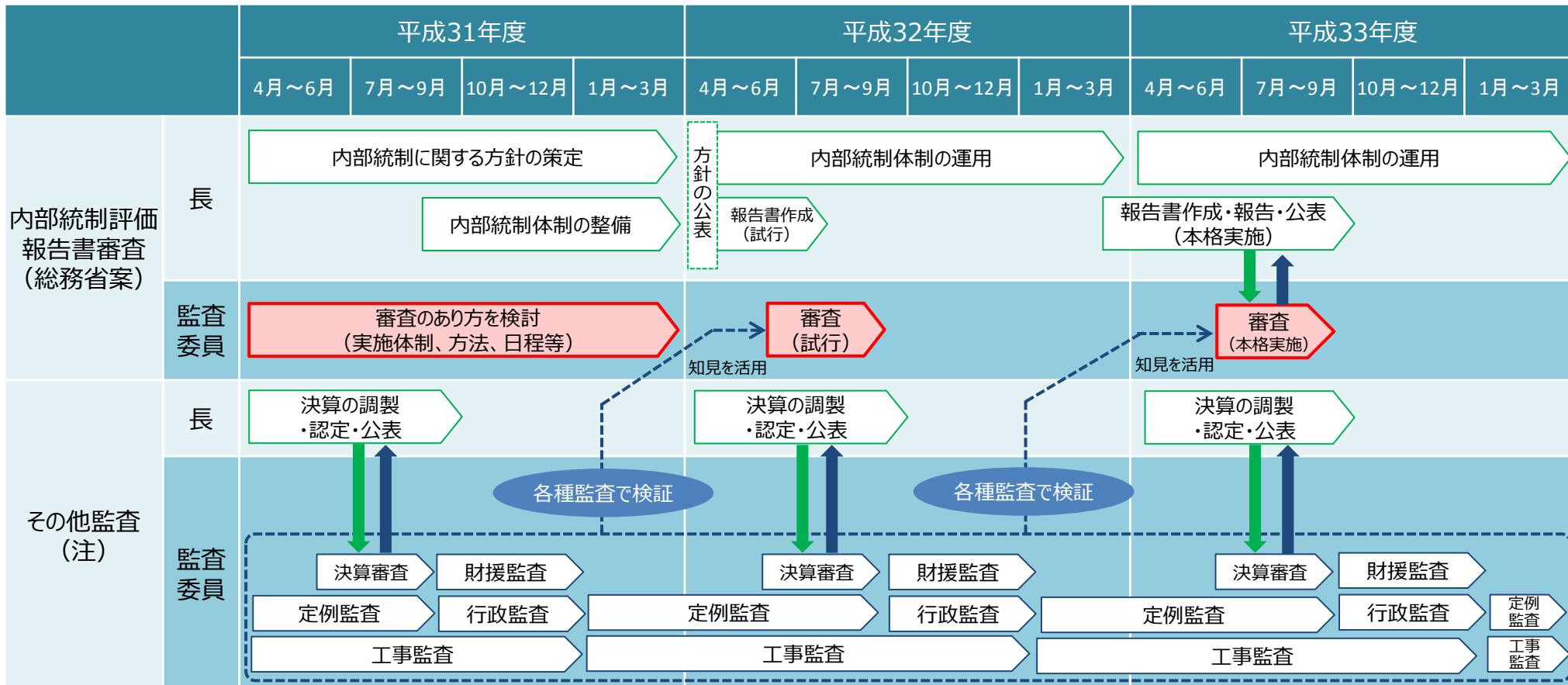
<近年の法改正等>

年	法改正等	内容	
平成3年	地方自治法改正	従来、財務監査のみであったが、一般行政事務に関する監査（いわゆる行政監査）が可能に	→ 行政監査を開始
平成15年	地方自治法施行令改正	財政援助団体等監査の対象団体（出資団体）が拡大	→ 財政援助団体等監査を拡充
平成18年	新たな公会計制度の導入	従来の官庁会計（単式簿記・現金主義会計）に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度を導入	→ 東京都財務諸表の監査を開始
平成19年	地方公共団体の財政の健全化に関する法律制定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体は健全化判断比率等を公表 ・ 監査委員は、健全化判断比率等を審査 	→ 健全化判断比率等審査を開始
平成29年	地方自治法改正 (平成32年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長は、内部統制に関する方針を策定し、内部統制体制の整備、内部統制評価報告書の作成等を実施 ・ 監査委員は、内部統制評価報告書を審査 	→ 内部統制評価報告書審査を開始

(2) 内部統制評価報告書審査

- 監査は通年で実施しているが、内部統制評価報告書審査意見書は決算審査意見書と同時に議会に提出されることが想定されており、監査業務全体の作業工程の見直しが必要となる。
- 今後、総務省の研究会の議論の成果等も踏まえ、実施体制、方法、内容等を検討する。

<内部統制評価審査の日程>



(注) その他の監査の日程は、都の平成30年監査基本計画を基に記載。

(総務省作成資料を基に作成)

第2章 分析・課題

1 分析の視点

○ 考え方

- ・ 監査の最終目標は、監査を契機として各局が自主的な業務改善を図り、P D C Aサイクルを機能させ、都政に対する都民の信頼確保に貢献すること
- ・ そのために、さまざまな意見等を踏まえて、監査品質を向上させていく必要がある

○ 分析の素材

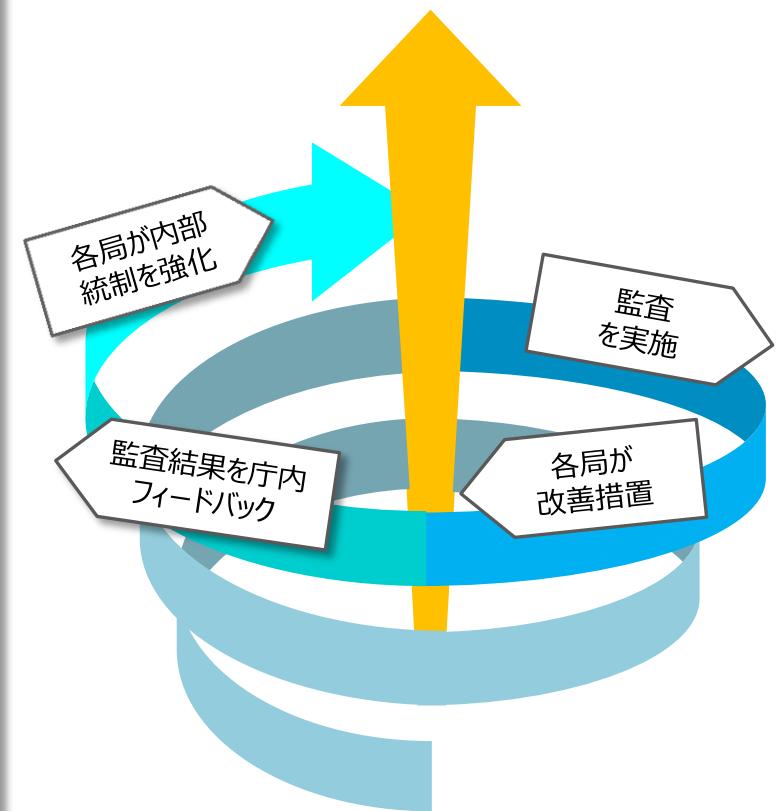
- ・ 監査指摘の傾向
 - ・ 都民からの意見
 - ・ 庁内各局職員の声
 - ・ I C T監査の動向
- など

課題の抽出

改善の取組

監査品質の向上

**都民の信頼と
期待に応える**

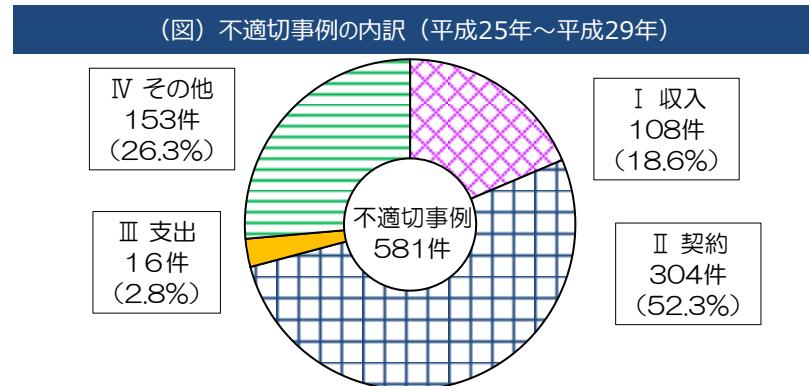


(1) 監査指摘の傾向<定例監査>

定例監査における過去5年間（平成25年から平成29年まで）の不適切事例を見たところ、合計で581件あった。このうち、契約に関する不適切事例は304件（52.3%）であり、中でも「履行」の事例が104件と最も多かった。

区分	指摘等の主な内容	件数
I 収入 (108件)	①調定 未調定、事務遅滞	11
	②金額算定 金額算定誤り、減免処理誤り	22
	③還付 還付金の詳細未把握、事務遅滞	5
	④その他収入 帳簿管理不備、会計処理誤り	15
	⑤債権管理 交渉・督促の未実施、台帳未作成	20
	⑥都税（課税） 固定資産税の課税額誤り	27
	⑦都税（債権管理） 不適切な執行停止・納税交渉、滞納処分の未実施	7
	⑧都税（還付） 局内連絡体制の不備	1
II 契約 (304件)	⑨契約締結 事後契約、契約先が不適切、不要な契約	20
	⑩特命・製品指定 不適切な特命・製品指定理由	4
	⑪分割契約 集約可能	11
	⑫仕様内容 過大仕様、不十分な記載事項、廃棄物の区分誤り	58
	⑬積算 単価算定の根拠不明確、リース料積算誤り	25
	⑭履行 記録写真の不備、履行の不備、履行期限超過	104
	⑮安全措置 危険作業の安全対策が不十分	3
	⑯単価契約（指示） 指示書未作成、組織決定が存在せず、対象外工事を指示	26
	⑰単価契約（履行） 記録写真の不備、履行の不備、履行期限超過	22
	⑱単価契約（その他） 予定価格超過、予定数量超過、進行管理の不備	9
III 支出 (16件)	⑲契約内容変更 口頭協議による契約変更、承諾書未提出、金額算定誤り	19
	⑳再委託 承認手続が未実施	3
	㉑概算払 交付額が業務の進捗状況に応じていない	3
	㉒資金前渡 帳簿未記帳、限度額超過	6
IV その他 (153件)	㉓支出科目 科目誤り	2
	㉔その他支出 不適切な貸付金審査、会計処理誤り	5
㉕内部統制 指導不十分、要綱・手引の不備	9	
㉖補助金 過大交付、実績報告の不備、要件緩和等の検討	2	
㉗出えん金 助成事業の履行不備、台帳未反映	5	
㉘財産管理 施設の管理不備、不法占拠の放置、台帳未記載	42	
㉙物品管理 物品を未活用、台帳未記載	15	
㉚薬品管理 危険な保管状態、台帳未記載	4	
㉛広報広聴 ホームページ不掲載、メールマガジン不配信	8	
㉜危機管理 学校管理計画の未作成・内容不十分	4	
㉝行政指導 事業者への指導不十分	2	

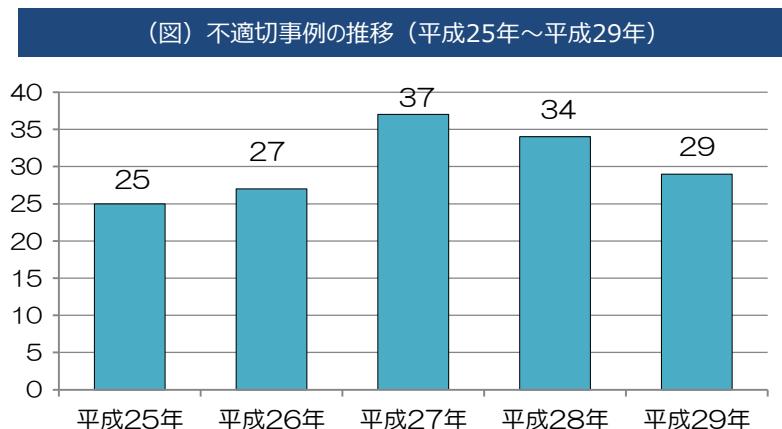
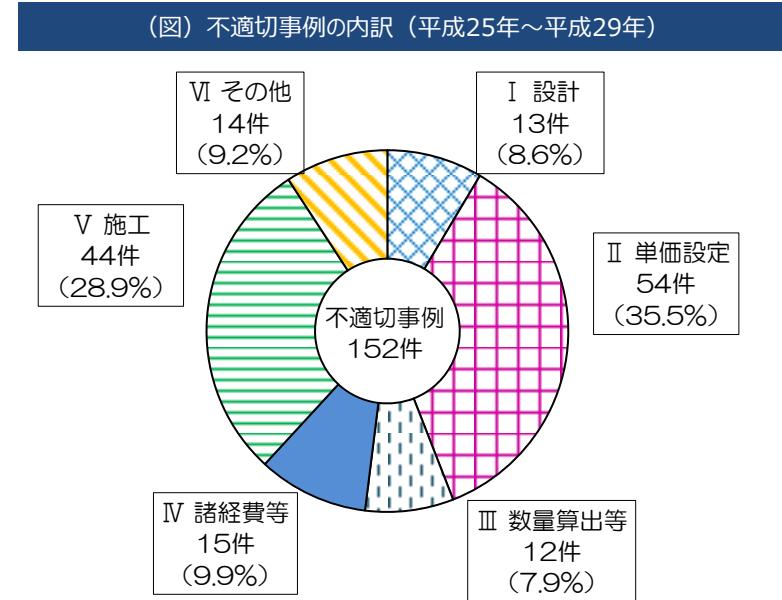
区分	指摘等の主な内容	件数
IV その他 (153件)	㉛個人情報管理 不要情報の未廃棄	23
	㉜工事価格情報管理 保存データの閲覧制限が不十分	6
	㉝システム システムを未活用、入力内容が不十分	3
	㉞私費 部費、学校徴収金等の不適切な処理	18
	㉟その他 人材活用が不十分、不適切な旅費規程	12
	合計	581



(1) 監査指摘の傾向<工事監査>

工事監査における過去5年間（平成25年から平成29年まで）の不適切事例を見たところ、合計で152件あった。このうち、積算時の誤り（単価設定・数量算出等・諸経費等）は81件で、全体の53.3%を占めていた。

区分	主な指摘内容	件数
I 設計 (13件)	工法等の選定 基準に基づいた工法選定がされていない	4
	リサイクル対策 再生材の活用が図られていない	1
	施設の安全対策 地震に対し構造物の安全性が確保されていない	2
	条件明示等 契約図書への条件明示が行われていない	6
II 単価設定 (54件)	設計・施工条件 設計条件等に適した単価設定となっていない	10
	基準適用 単価設定順位に基づかない積算	16
	見積・カタログ等 見積等の査定が不十分	11
	歩掛の重複等 施工費の二重計上	12
	材料等 材料・損料の二重計上	5
III 数量算出等 (12件)	数量算出 対象箇所外の数量を計上	5
	数量の桁等 単位を誤って数量を計上	4
	数量の重複 部分的に重複して数量を計上	3
IV 諸経費等 (15件)	諸経費の補正等 専門工事業者に直接発注する場合の補正をしていない	6
	諸経費の対象額 共通仮設費に計上すべきものを直接工事費に計上	4
	工種区分 工種区分の適用誤り	2
	特命随意契約 特命随意契約の諸経費調整が行われていない	1
	合併起工 異種工事に特定の工種の諸経費を適用	2
V 施工 (44件)	変更手続 工法変更の手続をせず施工	3
	安全対策 法令、要綱等に基づく安全管理が不適切	18
	施工管理等 産業廃棄物処理・施工管理記録が不適切	23
VI その他 (14件)	契約事務手続 産業廃棄物処理の委託契約が不適切	3
	事務処理等 汚泥処理・消防用設備等に係る手續が不適切	11
合計		152



(2) 都民からの意見

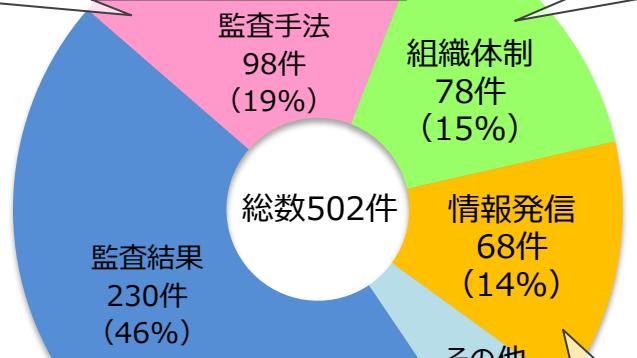
監査業務全般については、「監査の重要性を理解した」という意見がある一方で、「監査体制の強化」を求める声や「指摘の改善状況を知りたい」という意見が多く寄せられた。

情報提供については、「ホームページの内容がわかりにくい」、「そもそも広報が不十分」との意見が多数見られた。

監査の業務について

- ・財政援助団体等監査の実施率や工事監査の抽出件数率が低い（48件）
- ・監査の重点化・質の向上が必要（17件）
- ・社会経済情勢や都民ニーズの把握が不十分（17件）等

- ・監査体制の強化が必要（53件）
- ・監査委員の考え方や活動内容が見えにくい（25件）

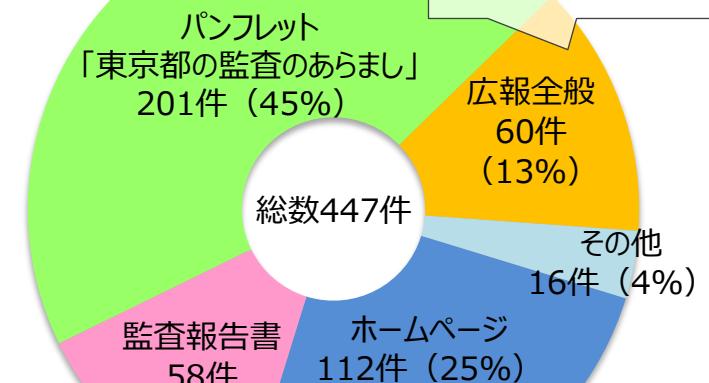


- ・監査の重要性を理解した（64件）
- ・指摘の改善状況がわからない（42件）
- ・監査の取組を評価（37件）
- ・各局の内部統制が不十分（34件）
- ・監査の実効性に疑問（33件）等

- ・広報が不十分（33件）
- ・監査のことを初めて知った（32件）等

監査情報の提供について

- ・内容がわかりやすい（126件）
- ・文字が多い（22件）
- ・内容が難しい（21件）等



- ・内容がわかりにくい（43件）
- ・内容がわかりやすい（23件）
- ・デザインが良くない（19件）
- ・文字が多い（18件）
- ・内容が充実している（9件）

(3) 庁内各局職員の声

各局の職員からは、ホームページにおける監査指摘等の検索性の向上や、監査指摘事例集の見直しを求める声が多く寄せられた。また、監査事務局内の情報共有強化など、監査の進め方について改善を求める意見要望も見られた。

区分	主な意見
1 今後、重点的に監査すべきと考える対象や視点など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表面的な規定との不整合を指摘するのではなく、規定や事業の趣旨を踏まえた根本的な指摘をすることで、制度や事務処理の効率化を図ることも可能である。 ○ 現在の監査は局ごとに実施するため、一連の業務プロセスの一部分のみが監査対象となっている。 ○ 今後、内部統制の強化が求められる中、1つの業務プロセスに対して、契約や会計など複眼的な視点で監査を行うことが有効と考える。
2 各局への監査結果のフィードバックについて、今後取り組むべきこと、改善すべきことなど	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各事例のポイント、指摘区分、キーワード等により検索可能なデータベースを構築することで、各局が業務に活用できる。 ○ 監査指摘事例集・監査事務説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・掲載案件を厳選し、全局的視点で共通する事例を体系化してほしい。 ・指摘の視点（合規性、効率性等）、根拠、原因、予防措置等の解説をしてほしい。 ・適正に処理されている事例の中から、他局でも参考とすべき取組や工夫などを紹介してほしい。 ・監査のチェックポイント（原議等の確認方法）をわかりやすく説明してほしい。 ○ 研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・監査担当者向けばかりでなく、契約担当者向け、工事担当者向け等、事務担当別に研修会を開催することは可能か。 ・監査の意義（指摘は業務改善の機会）を理解できるような全庁的な職務研修を実施するはどうか。
3 これまでの監査の進め方で改善してほしいこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料の用意（コピー）に数日かかることがある。紙削減や事務軽減の点から、資料要求のあり方を見直してほしい。 ○ 根拠が不明瞭なものが指摘案となる事例がある。法規定等、客観的な根拠に基づく指摘案を作成してほしい。 ○ 監査事務局内の課や職員相互の情報共有・業務連携をより強化してほしい。

(4) 事務局職員の声

監査事務局内で意見交換を行ったところ、事務部門と技術部門との連携を強化すべきという声や、研修制度の充実が必要であるとの意見が集まった。

<事務部門と技術部門の連携について>

- 事務部門が行う定例監査では工事契約も監査対象としており、契約手続の適正性等の検証をしているが、工事監査とは異なる視点から案件を抽出するなど、両部門は十分な連携が取れていない。
- 大規模工事は完成までに長期間を要し、特に都政に与える影響が大きいため、多様な視点から幅広く監査する必要がある。

<人材育成について>

- 中核職員の育成に資する専門性の高い研修や、部門間の連携を促進する研修など、職員のニーズを踏まえた研修が不足している。
- OJTを実践する職員が、転入職員やインストラクターなどに限られてしまう傾向がある。
- システム監査技術者など、近年の監査に有用な資格取得支援がない。
- 各局の事業・業務について、詳しく知りたい。

(5) I C T監査の動向

I C Tを活用した「大量データ分析型」監査は、既に民間・官公庁で導入が進んでおり、今後この動きは加速していくことが予想される。

調査対象	内容
有識者 (大学教授)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間だけでなく、官公庁（会計検査院、金融庁等）でも、会計監査ソフト等を用いたデータ分析手法を取り入れている。 ○ 都庁においても、財務会計システム等のデータを取得し、会計監査ソフト等を用いたデータ分析ができれば、監査業務に有益である。 ○ 会計監査ソフトを使いこなすには、ノウハウの蓄積や専門人材の育成が不可欠である。
会計検査院	<p>会計検査院では、会計情報等のデータを検査対象から取得し、I C Tを活用して、検査データの集計・分析、サンプリングやシミュレーション等の処理を行い、検査の着眼点の発見や検査対象箇所の選定などに役立てている。</p> <p>(着眼点の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約が特定の契約先に偏向（預け金等の温床） ・ 特定の時期に支出が増加（年度末に消耗品購入額が異常に増加しているなど） ・ 別年度の契約と相手方・契約額が一致（架空契約の疑い）
地方公共団体	<p>既に22府県において、財務会計システムへのアクセス権限により得たデータをエクセル形式等で出力し、分析して、監査の端緒としている。</p>

2 課題の抽出

都民からの意見等を分析した結果、「監査内容」「組織体制」「広報・庁内フィードバック」の3つの観点から課題を抽出した。

都民からの意見や職員の声等

- 監査の重点化・質の向上が必要 都民
- 規定や事業の趣旨を踏まえた根本的な指摘が重要 職員
- 監査は局ごとに実施するため、業務プロセスの一部分のみが監査対象となる 職員
- 特定の業務について、複眼的な視点から検証する監査が有効ではないか 職員
- 過去の監査結果を分析したところ、毎年複数の局で同様の指摘が繰り返し見られた 過去指摘
- 民間・官公庁において、I C Tを用いたデータ分析手法の活用が進んでいる 先行事例

- 監査体制の強化が必要 都民
- 監査事務局内の情報共有を強化してほしい 職員
- 資料要求のあり方を見直してほしい 職員
- 事務局において、専門性を生かしたキャリア形成の仕組みが不十分 職員(事務局内)

- 監査委員の考え方や活動内容が見えにくい 都民
- 都民の税金が有効に使われているか精査すべき 都民
- 各局の内部統制が不十分 都民
- 監査事務説明会を充実させてほしい 職員

課題

(監査内容)

- ・ 事業の趣旨を踏まえた根本的な改善を促す監査が必要
- ・ 全庁統一的な制度や業務プロセスの効率化につながる局横断的な監査が不十分
- ・ 個々の監査で得た情報や結果の相互活用が不十分

(組織体制)

- ・ 都政の動向等を踏まえた、新たな課題に積極果敢に取り組める事務局内の連携強化が必要
- ・ 事務局職員の専門性を向上させることが必要

(広報・庁内フィードバック)

- ・ 社会経済情勢や都民ニーズの把握が不十分
- ・ 都民及び庁内職員に対し、監査委員の考え方や結果、改善措置の内容を効果的に伝える取組が不十分

第3章 今後の取組

1 具体的な取組

第2章の分析・課題抽出を踏まえ、今後は、「監査内容の深化」「組織力の強化」「情報発信の拡充」の3つの方向性に基づいた取組を着実に実施し、更なる「監査品質の向上」に努めていく。

※下線は新規の取組

改革の方向性		具体的な取組
監査内容の深化	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスクの重要度を踏まえた、より質の高い監査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクの捉え方、抽出の考え方をより精緻化し、重点的・局横断的な監査の実施 ・ 経済性・効率性・有効性の観点に基づく監査の強化 ・ 各種監査の有機的連携を促進し、相乗効果の高い監査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3E監査の充実（監査実務研究会の新設）</u> ・ 各種監査の連携の推進 ・ <u>監査専門委員の活用</u> ・ <u>I C Tを活用した「大量データ分析型」監査の検討</u> ・ 業務プロセスに着目した監査の実施（「点の監査」から「線の監査へ」） ・ <u>実地監査の手法の見直し</u> ・ システム監査の推進（3か年）
組織力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局が組織をあげて、計画的・一体的に監査を実施できる体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 局内の総合調整機能の強化 ・ I C Tの活用等により、局内の情報共有・業務連携の強化 ・ 職員研修の拡充等により高度専門人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総務課の総合調整機能強化</u> ・ <u>実地監査業務のI C T化</u> ・ 「懸案事項情報共有シート」の活用 ・ 事務と技術の連携強化 ・ 職員研修の充実 ・ マニュアルの隨時更新
情報発信の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会動向や都民・職員ニーズを踏まえた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な広報媒体を活用し、監査委員の考え方や監査計画・結果・改善状況などをわかりやすく発信 ・ 過去の監査事例やポイントを庁内へフィードバックし、各局の自主的な業務改善を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい監査報告書・審査意見書の作成 ・ ホームページやパンフレット「東京都の監査のあらまし」の充実 ・ S N S（ツイッター）の活用 ・ 広聴機能の充実 ・ <u>監査情報連絡会の新設・運営</u> ・ <u>メールマガジンの創刊</u>

(1) 監査内容の深化

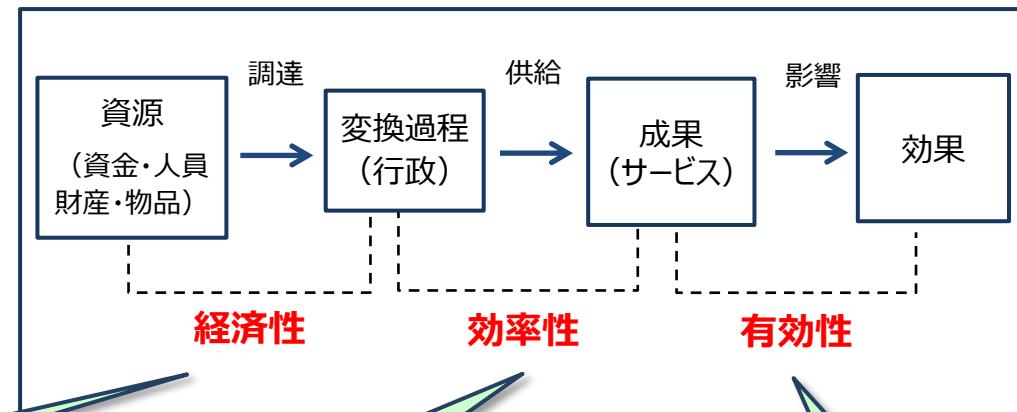
> 3E監査の充実（監査実務研究会の新設）

3E（経済性・効率性・有効性）に係る監査の観点の考え方、指摘事例等は、以下のとおりである。

<監査の観点>

観点	考え方
合規性	法令等に従って行われているか
経済性 Economy	無駄な経費をかけていないか
効率性 Efficiency	より成果のあがる方法はないか
有効性 Effectiveness	目的達成のために適切か

<各観点の相互関係>



<指摘事例>

同時期に同類の物品購入を、同一業者の見積で、別々の随意契約とした。
 ⇒ 合算し、競争入札とすることで、
透明性の確保・経費の節減が可能。

「経営計画に目標数値がない」、「グループファイナンスの活用が不十分」等、持株会社としてグループ経営を効率的に行っていない。

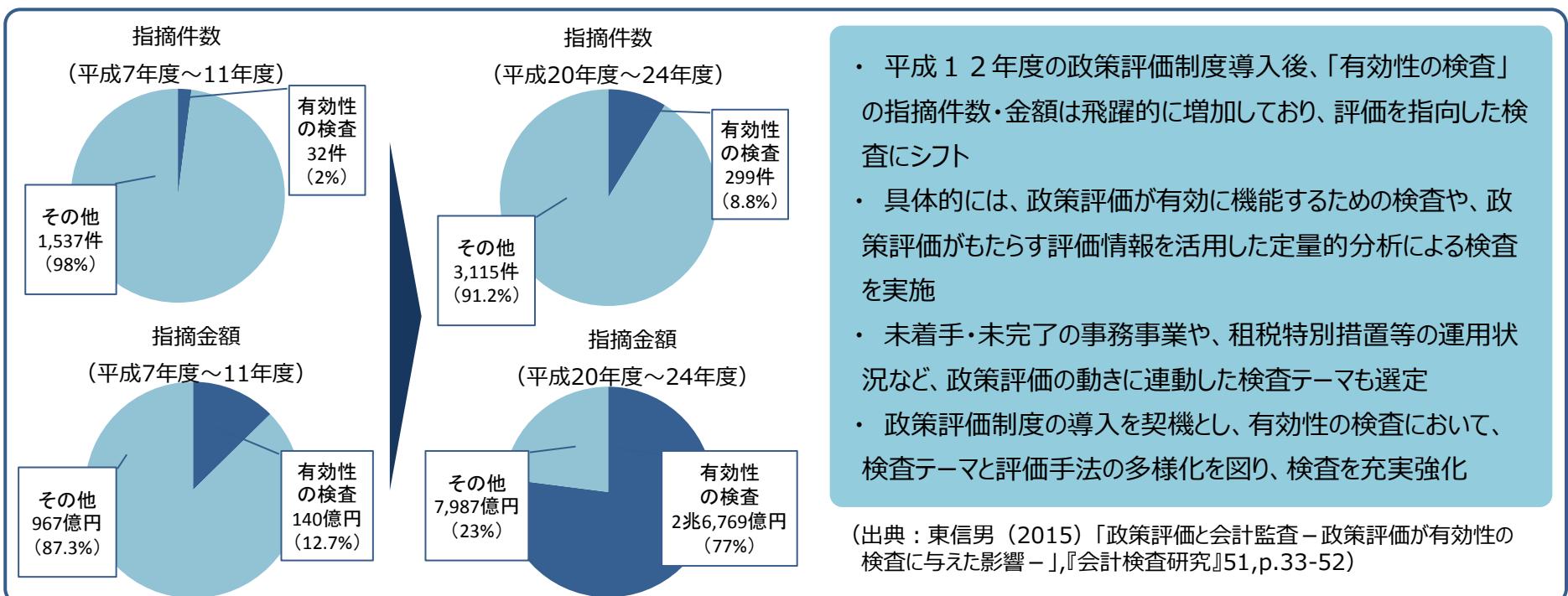
建築工事と設備工事の設計書作成のためにシステムを構築したが、建築工事ではシステムが運用されて以来、活用されていない。

(1) 監査内容の深化

➤ 3E監査の充実（監査実務研究会の新設）

- 公認会計士（任期付職員）の指導の下、特定のテーマについて一定期間研究を行い、専門的かつ高度な監査を担う職員を育成する「監査実務研究会」を新設した。
- 平成30年度は、「見える化改革」の進展や「P D C A型政策評価」の導入などの監査環境の変化に対応した実効性のある3E監査（経済性・効率性・有効性）の実現に向けて、会計検査院の事例分析等を行う。
- 職種の垣根を越えたメンバーが毎月ゼミ形式で研究を行い、研究成果は今後の監査業務やOJT等に還元する。

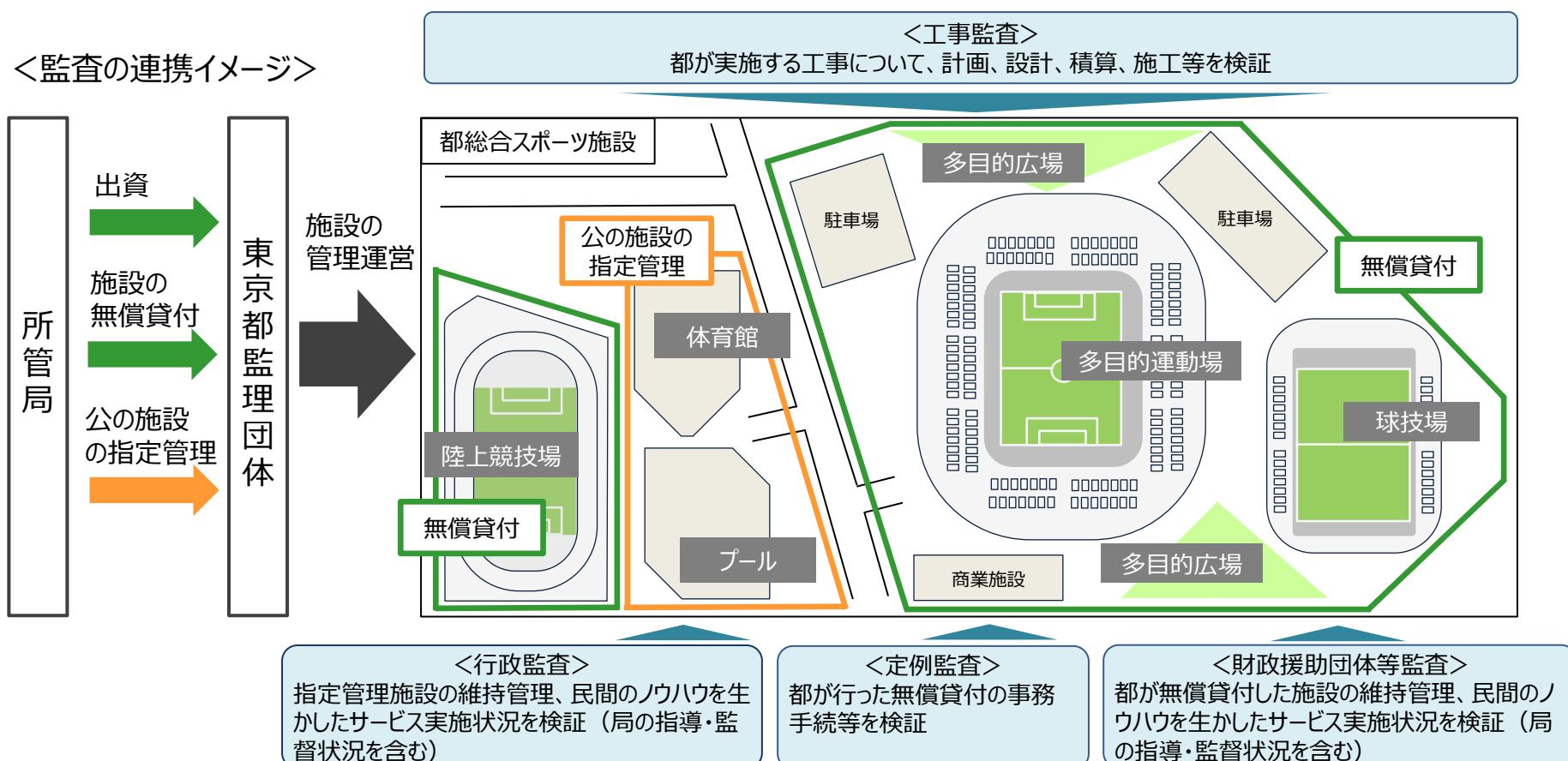
<会計検査院における「有効性の検査」の状況>



(1) 監査内容の深化

➤ 各種監査の連携の推進

- 定例監査、工事監査、財政援助団体等監査及び行政監査の情報や結果の相互活用による連携を推進し、相乗効果の高い監査を行う。
- 平成30年は、「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」を統一テーマとし、各種監査において、施設の計画から建設、利用までの各段階を統一的・横断的・多角的に検証することとし、4監査の有機的連携を図っている。



(1) 監査内容の深化

➤ 監査専門委員の活用

- 平成29年的地方自治法改正で監査専門委員制度が創設された。
- 法律上の判断が難しい住民監査請求等において、弁護士等を選任するなど、専門性の高い分野において監査専門委員を活用していく。

- **監査専門委員とは** (地方自治法第200条の2)

監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する非常勤の職員であり、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が他の監査委員の意見を聴いて選任することができる。

- **監査専門委員導入のメリット**

監査委員の、高度な専門的案件への対応力の向上

第31次地方制度調査会答申（平成28年3月16日（監査の独立性・専門性のあり方））

- 監査委員等の専門性を高める方策

「専門性の高い外部の人材の活用という観点から、監査委員が、特定の事件につき専門委員を任命できるようにする必要がある。」

- **他県の導入状況** (平成30年4月現在)

- 監査専門委員を選任できる旨の条例の定めがある都道府県は、13都道府県
- 選任（を想定）する専門分野は、情報技術、法律、企業会計、建築・土木、環境など多岐にわたる。

(1) 監査内容の深化

➤ I C Tを活用した「大量データ分析型」監査の検討

- 都の多くの業務が情報システムに委ねられている現状において、I C Tを活用して大量のデータを分析・処理して行う監査の重要性が増している。
- 現在は、監査を実施する取引等を、紙資料により任意に抽出しているが、必要に応じ、電子データを活用した多角的な分析に基づく抽出を行う。漏れのない正確な案件抽出を短時間で実施することで、より内容の濃い監査を行う端緒とする。また、紙資料の準備作業が減り、監査対象部所等の事務負担軽減にも寄与する。

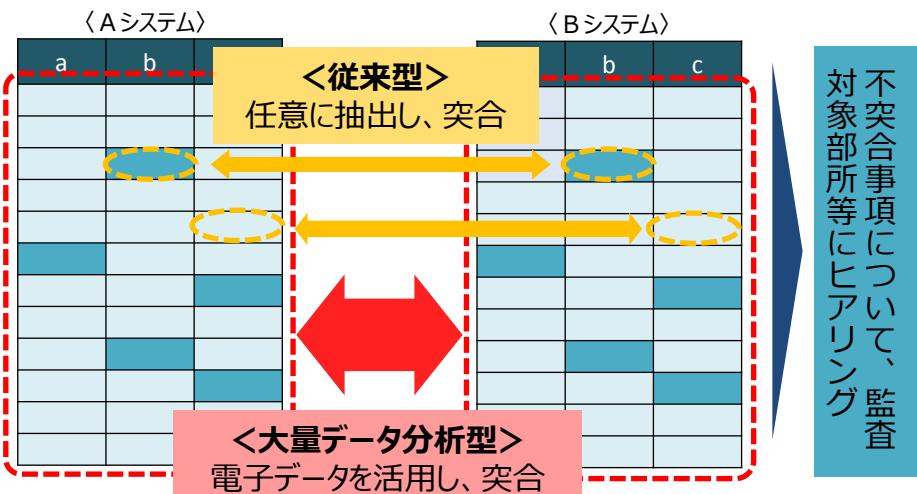
- 
- 都においても、導入に向けて、次のような事項について早急に検討を進めていく。
 - ・ 庁内各システムのデータ内容調査
 - ・ 国・他自治体・民間における先行事例の調査
 - ・ エクセルによるデータ分析の可能性の検討
 - ・ 「A C L」や「I D E A」といった監査専用のデータ分析ソフトウェアの活用の検討
 - ・ 監査の導入に必要な専門的外部人材の活用方法と職員の育成
 - ・ C A (Continuous Auditing : ITを活用した継続的監査)、R P A (Robotic Process Automation : 業務プロセスの自動化)などの研究

(1) 監査内容の深化

➤ I C Tを活用した「大量データ分析型」監査の検討

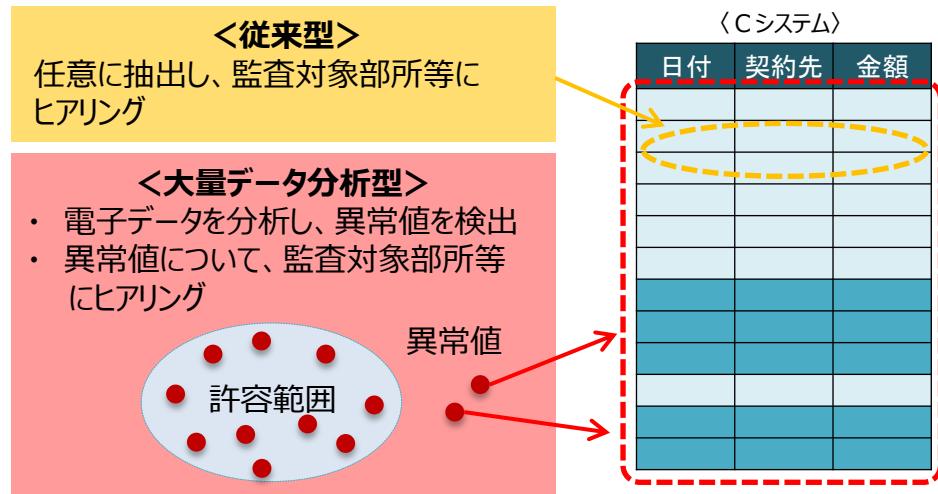
(事例1)

決算審査において、財務会計システムと財産情報システムとの照合作業を通じて、毎年、財産の登載漏れ等が検出されている。



(事例2)

一定の金額を超えない場合は随意契約ができる。このため、少額契約に分割し競争入札を回避するケースが見られる。



従来型

- ◆ 監査手法 <紙資料による任意抽出>
システム内データを刷り出した紙資料を基に取引を任意に抽出し、証ひょう突合等を行い、それを手掛かりに監査を実施
- ◆ 各局の内部統制 <人的>
データ作成・入力時のチェック等の人的な事前統制に依存するため、同様のミスが毎年繰り返し発生

大量データ分析型

- ◆ 監査手法 <データ分析に基づく抽出>
取引について、データ間の整合性チェックや分析を行い、それを手掛かりに監査を実施
- ◆ 各局の内部統制 <機械的>
データ分析手法を各局に提供することで、事後統制の強化に貢献

(1) 監査内容の深化

➤ 業務プロセスに着目した監査の実施（「点の監査」から「線の監査」へ）

- 全庁統一的な制度や業務プロセスの効率化につながる、局横断的な監査の強化を図る。
- 特定の事業に係る計画策定、契約、会計処理など、一連の業務プロセスに着目した監査を実施する。

➤ 実地監査の手法の見直し

対象団体数が4,000を超える補助金等交付団体の監査においては、書面監査を導入することで、監査実施団体数の増加を図り、監査精度を高めていく。

<現行>



- ・ 各監査対象団体に赴いて実地監査を実施



<書面監査のイメージ>

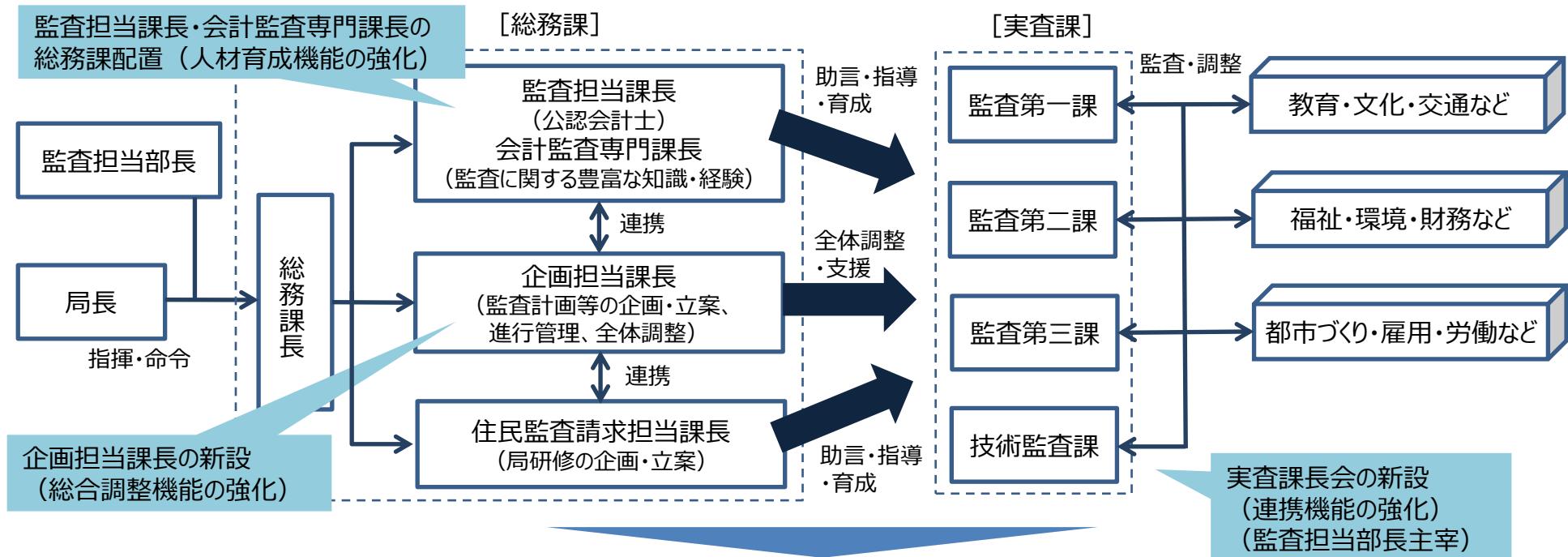


- ・ 監査する書類は、事前に監査対象団体から入手
- ・ 監査はオフィスで行い、確認事項が生じた場合は、必要に応じて実地監査を実施

(2) 組織力の強化

> 総務課の総合調整機能強化

- 局一体となって組織的かつ戦略的な監査を行うため、総務課の総合調整機能を強化し、実査課がより一層計画的・効率的に監査を実施できる体制を整える。
- 高度な監査を担う職員の育成機能を強化する。



- 組織的、戦略的な監査の実施（チーム監査）
- 内部統制評価報告書審査への的確な準備
- 人材育成機能の強化

(2) 組織力の強化

➤ 実地監査業務のICT化

既存の監査、とりわけ実地監査などにおいて、ICTツールを導入して効率的に業務を遂行する。

<現行>

<p>〈監査現場〉</p> 	<p>〈オフィス〉</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地監査は、事務局職員が監査対象部所等に出向き、現場状況等を確認した上で、契約書等の書類の閲覧や担当者へのヒアリングを中心に実施 ・ 監査報告書は、帰庁後に自席で作成 ・ 班・課での打合せは、帰庁後にメンバー全員が集まって実施
---	---	---

監査業務の効率化に寄与

<モバイル型PCを活用した監査（イメージ）>

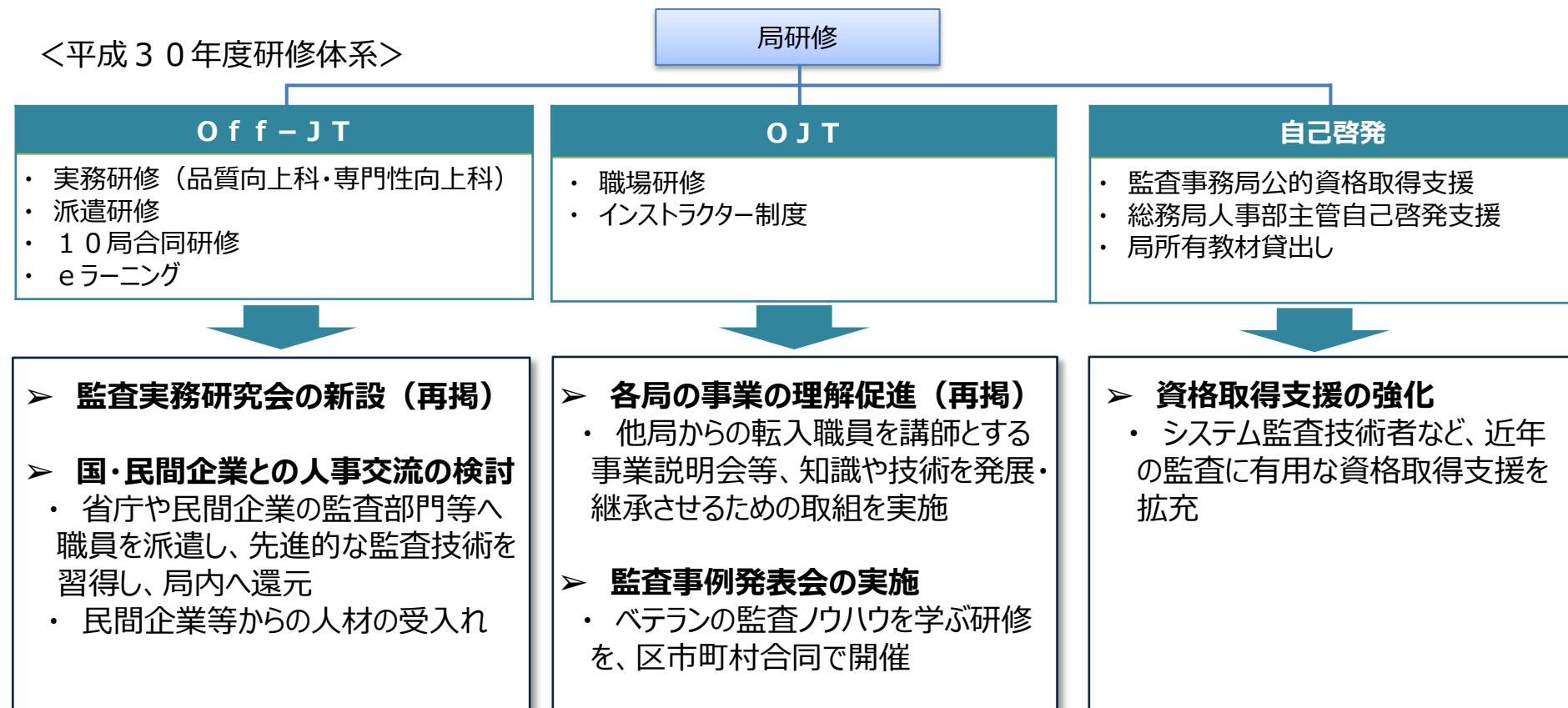
<p>〈監査現場〉</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度以降、新たに配備予定のモバイル型PC（注）を用いて、監査現場で監査報告書を作成し、上司に提出 ・ 庁内ネットワーク内の「懸案事項情報共有シート」やビジネスチャット機能の活用により、他の実地監査現場に赴いているメンバーと、場所にとらわれない即時の情報共有・打合せ ・ 電子データによる資料の収集・受渡し・管理を推進することで、監査現場に紙資料を持参せずとも府内ネットワークを経由して資料の閲覧が可能となり、ペーパーレス化にも寄与
--	---

(注) 平成30年度以降のネットワーク環境及びモバイル型PCでは、監査現場等の外部から内部の府内ネットワークにアクセスすることが可能になる。また、平成32年度にはビジネスチャット機能の整備が予定されている。

(2) 組織力の強化

➤ 職員研修の充実

職員が持てる能力を最大限に発揮できる環境を整え、監査知識の醸成など専門性の向上を図り、中長期的な視野を持って人材を育成していく。



(3) 情報発信の拡充

> 監査情報連絡会の新設・運営

- 毎年、各局の監査担当者を対象に監査事務局の業務説明を行う事務説明会を実施していたが、平成30年5月、各局が自らの優れた改善措置を発表したり、監査について意見交換を行う場として、「監査情報連絡会」を新たに設置した。
- 今後は、監査情報連絡会を充実させ、各局の自主的な事務改善を後押ししていく。

> メールマガジンの創刊

- これまで監査について、全職員に向けて情報発信する機会がなかったため、職員向けメールマガジン「かんさにさんか」を創刊した。
- 監査のポイントや実施状況など、監査に関する情報を効果的に発信し、各局職員の啓発に努める。

【監査事務局メールマガジン】 かんさにさんか（創刊号）

監査事務局メールマガジン
かんさにさんか

平成30年7月12日発行 初刊号

TOPIC ① 監査にどんなイメージを持っていますか？

アシカのかんちゃん 来週監査だー。うざいなあ… そういえば、過去の監査ではどんな指摘がされて、どのように改善されたんだろう？

アシカのきつちゃん 実際に監査に来るのは監査事務局の職員だけど、職員とは別に監査委員がいるんだっけ？監査委員ってどのように監査に関わっているんだろう？現場にも行っているのかな？……本当にいるのかな？

職員の皆さんに監査について知っていただくと共に、事務改善をサポートするための情報提供ツールとして、メールマガジン「かんさにさんか」を創刊します！

TOPIC ② お仕事虎の巻～改善事例からみた業務のチェックポイント～

NG 単価契約の運用方法、ちゃんと理解していますか？の巻
A部は、毎年、①複数の調査業務を複数単価契約、②会議の遠隔業務を単価契約で委託していました。しかし、どちらの契約も、年度途中に予定していた数量を超過したことが判明しましたが、そのまま当初の契約に基づき発注を行っていました。

POINT 単価契約における単価の決定は、予定数量が重要な要件として入札金額に反映されることから、当初の予定数量を超過した場合、契約変更ではなく、新たな契約として処理しなければなりません。

ただし、「総額競争方式」を適用する複数単価契約については、推定総金額の範囲内であれば、設定する各項目の想定数量を超える場合でも引き続き発注ができるよう、平成30年度から試行運用が開始されました。[詳細は、平成29年12月8日付 29 財経綱第 1975 号「複数単価契約条件の契約手続に関する運用変更について（試行）（通知）」をご確認ください。](#)

GOOD! A部では、この内容を部内に周知するとともに、「種別数量等一覧表」を新たに作成し、数量・金額等を管理することとしました。また、局は改めて事務担当者向けに説明会を開催し、運用の変更点について周知しました。